

大阪大学における教育の内部質保証に関する方針

(目的)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）は、本学の使命及び目的を実現するために学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）（以下「教育ポリシー」という。）を策定し、教育ポリシーに則り、入学者選抜の実施並びに体系的に編成した教養教育、専門教育及び国際性涵養教育からなる教育課程により教育を行い、教育活動における内部質保証を推進することを目的として、「大阪大学における教育の内部質保証に関する方針」（以下「方針」という。）を定める。なお、この方針の具体的推進方策については別にガイドラインとして定める。

(定義)

第2条 この方針における内部質保証とは、本学の教育の質や学生の学習成果について保証するとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。

2 この方針における学位プログラムとは、各学部・研究科における教育内容が体系的に組み立てられた学位を授与する教育課程をいう。

(教育ポリシーの策定)

第3条 本学の教育活動における大学全体の教育目標及び方針を明確に示すために全学の教育ポリシーを策定する。

2 全学の教育ポリシーを踏まえ、各学部・研究科及び各学位プログラムにおいて教育ポリシーを策定する。

(学位プログラムの開設及び改編)

第4条 学位プログラムの開設及び改編については、適切な組織を設置し検討を行い、承認を教育研究評議会において行う。

(責任者及び実施体制)

第5条 本学における教育の内部質保証の責任者は総長とし、全学の責任組織は総長を議長とする教育研究評議会とする。また、総長の命のもと教育担当理事を教育の質保証推進の責任者とし、教育担当理事を委員長とする教育課程委員会を推進責任組織とする。

2 学部・研究科の教育課程にかかわる内部質保証は、学部・研究科が定める教育の内部質保証を実施するための組織を責任組織とする。

3 学位プログラムの教育課程にかかわる内部質保証は、各学位プログラムが定める教育の内部質保証を実施するための組織を責任組織とする。

4 学位プログラムに準じた教育プログラムに関わる内部質保証は、当該教育プログラムごとに責任組織を定める。

(実施手順)

第6条 前条第1項から第3項に規定する内部質保証の責任組織は、次の各号の確認並びにその結果の分析及び評価（以下「教育アセスメント」という。）を行う。

- (1) 学位授与の方針が大学等の目的に即して定められていること。
 - (2) 教育課程・実施の方針が大学等の目的及び学位授与の方針と整合性を持って定められていること。
 - (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。
 - (4) その他別に定める項目
- 2 前項の実施結果について、前条第3項に規定する組織は前条第2項に規定する組織へ、前条第2項に規定する組織は前条第1項に規定する組織へ報告することとする。
- 3 前条第1項から第3項に規定する内部質保証の責任組織は、改善が必要と認められた場合には、質保証体制の中で、改善に向けて対応する。
- 4 前条第4項に規定する内部質保証の責任組織は、本条第1項に準じた教育アセスメントを行うとともに、前条第1項に規定する組織に報告を行い、改善が必要と認められた場合には、質保証体制の中で改善に向けて対応する。

(実施単位)

第7条 この方針における質を保証する単位は、次の各号のとおりとし、別表「大阪大学における教育の内部質保証の実施単位」に示す。

- (1) 学位プログラム
- (2) 学位プログラムに準じた教育プログラム

(見直し)

第8条 この方針については、教育の内部質保証体制の有効性や効率性を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。

(その他)

第9条 この方針に定めるもののほか、この方針の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。